

皆さん、本日はお集まりいただき、ありがとうございます。日本維新の会の市村浩一郎です。本日は、離婚・別居に伴う「子どもの連れ去り」や、共同親権をめぐる問題について、私が国会で取り上げてきた質疑をもとにお話しします。

まず、近年、一部の弁護士や仲介業者による「実子誘拐ビジネス」の実態が深刻です。彼らは、離婚を希望する依頼者に「相手方を怒らせて録音を取り、DV 被害をでっち上げる」方法を指南し、そのうえで「子どもを連れて別居すれば親権を取りやすい」と指示します。これによって、残された親は「あなたは DV 加害者だ」とみなされ、子どもとの接点を失い、自らの意思に関係なく親子の絆を断たれてしまいます。

国会で私は、こうした「偽装 DV 申告」による子どもの連れ去りが、まさに営利目的の誘拐に近い構造を持つことを問題視してきました。例えば、役所や警察の支援措置窓口に駆け込んで「私は DV 被害を受けている」と申告すると、申告された相手方は「加害者」として住所や連絡先が開示禁止となり、直接子どもと会えないまま排除されます。さらに、残された親が警察に助けを求めても、「代理人の連絡先があるから誘拐ではない」「DVがあれば違法性が阻却される場合がある」との理由で門前払いされるケースが少なくありません。

もう一つ、家庭裁判所の運用も課題です。日本は離婚前は共同親権ですが、支援措置を受けた親は「DV 加害者」として登録されるため、離婚前であっても面会交流の申し立てが却下される事例が多発しています。実際、令和4年度の DV 等支援措置認定件数は約1,100件ですが、面会交流の申立件数は約1万2,000件と、その差は10倍近くに達します。「面会したい、子どもの顔を見たい」と訴えても、裁判所では「支援措置を受けている＝加害者」扱いのまま、面会を認めてもらえないケースがあります。この結果、本来なら共同親権下であっても、子どもに会えない親が生まれてしまうのです。

令和6年には離婚後も共同親権を導入する民法改正が行われましたが、私は「制度が変わっただけでは十分ではない」と繰り返し訴えてきました。家庭裁判所や行政、警察が、事実関係をしっかりと確認し、子どもの最善の利益を守る運用を徹底することが必要です。制度と運用がかみ合わなければ、いくら法律を変えても、子どもの権利は十分に保障されません。

また、支援措置そのものも点検が必要です。本来、DV 被害者を保護する制度ですが、虚偽申告によって利用されることで、本来助けを必要とする人が制度を利用しにくくなる恐れがあります。私は「行政・警察・家庭裁判所が連携して申請要件を厳格に確認し、不当な悪用を防ぐ仕組み」を国会で提言しました。結果として、警察庁から都道府県警察への通達や研修が繰り返され、実務現場での対応改善が進められています。

さらに、言葉遣いの問題も見過ごせません。行政や新聞では「ひとり親家庭」という呼称が一般的ですが、連れ去られた親も連れ去った親も、一時的に「ひとりで子どもを育てる」状況に置かれます。私は「『ひとり親家庭』と呼ぶことで、もう一方の親が存在しないかのように受け取られ、当事者の心を傷つける可能性がある」と指摘してきました。子ども家庭庁からは「支援対象を明確にするため、現行の呼称を維持する」という回答がありました。が、「子どもの視点に立ち、言葉選びを慎重に検討すべき」と述べています。

加えて、養育費の中抜き問題も深刻です。一部の弁護士事務所では、別居親から振り込まれた養育費を一度自らの口座で管理し、送金時に手数料を差し引くケースがあります。これによって子どもの生活費が減り、受取親が公的扶助に依存せざるを得なくなり、最終的に「実子誘拐ビジネス」の負担を税金で補う構図が生まれかねません。この点も国会で取り上げ、関係省庁に対して「養育費が確実に子どもに届く仕組み」を検討するよう要望しました。

最後に、私が強調したいのは、「法制度と運用を子どもの最善の利益に沿わせる視点」です。制度はあくまで枠組みであり、運用次第では子どもの権利を守れないことがあります。家庭裁判所、行政、警察、さらには地域社会や企業も連携して、「子どもが親を選べない現実」を共有し、支援や相談の窓口を拡充することが必要です。離婚や別居は特別な出来事ではなく、誰にでも起こり得ます。子どもを連れ去られた親も、子どもに会えないまま苦しむ時間を過ごすべきではありません。

本日のシンポジウムが、それぞれの立場から子どもの利益を守る仕組みを考え直す契機になれば幸いです。ご清聴、ありがとうございました。